

産業構造審議会知的財産分科会

第 54 回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	
1. これまでの議論の整理について	2
2. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について	11
3. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護に ついて	29
3、閉 会	39

開会

○田岡総務課長 おはようございます。定刻1分前ですけれども、予定の委員の皆様おそろいですので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会を開会させていただきます。

プレスの方は、ただいまから議事に入るまでの3分程度はカメラ撮影可能となりますので、よろしくお祈いします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

早速でございますが、本日の議事進行につきまして玉井委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお祈いします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事に移ります前に、委員の出欠状況及び定足数等についての御説明を事務局からお願いいたします。

○田岡総務課長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は、会議室にお越しいただいております玉井委員長、今村委員、井本委員、木元委員、工藤委員、杉村委員、中尾委員、中島委員、山中委員に加えまして、オンラインにて相良委員、田村委員、中畑委員が御出席いただいております。橋本委員におかれましては、途中でオンラインにて参加いただく予定でございます。

また、石井委員、杉山委員、松山委員におかれましては、本日は御欠席でございます。

本日は16名の委員のうち途中参加予定も含め13名が御出席予定ですので、産業構造審議会運営規程第13条第6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。タブレットの中に格納させていただいておりますが、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1、特許制度に関する検討課題についてでございます。タブレットの使い方にお困りの場合は、合図をいただければと存じます。

また、質疑等において御発言いただく場合は、会議室にいらっしゃる方は、お手を挙げていただきまして、指名されましたら、卓上マイクをオンにして御発言をお願いします。オンラインで御出席の皆様は、挙手ボタンにて御発言希望の旨お知らせください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。

議事の公開の扱いでございますが、本小委員会では、プレス傍聴につきまして、会場とウェブ傍聴を可能としております。一般傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事

1. これまでの議論の整理について

○玉井委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、これまでの議論の整理につきまして事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

○田岡総務課長 それでは、資料1ページの「これまでの議論の整理」でございます。昨年11月に本小委員会での議論を開始させていただき、今までに大きく6つの論点について議論させていただきましたが、今回、一旦簡潔に整理をさせていただきたいと思います。

スライドの右下の数字で2をお願いいたします。1. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護についてです。

現状と課題ですが、属地主義の原則が厳格に解されてしまうと、ネットワーク関連発明については、発明の構成要件の一部が国外に存在するだけで、特許を容易に回避し得るため、発明の十分な保護が図れない可能性があります。属地主義を柔軟に解して特許権侵害を認めた最高裁判決も出たところですが、いかなる場合に日本国内の「実施」と評価できるか依然として明確ではなく、権利保護の予見性について懸念があります。

本小委員会における議論ですが、制度的措置を念頭に、実質的に国内の実施行為と認められるための要件について、ユーザーの実情とニーズに合った要件となるように、以下のとおり検討を進めてまいりました。

まず、「発明の『技術的効果』と『経済的効果』がともに国内で発現していること」の要件を採用することについて肯定的な意見をいただきました。

「特許発明の構成要素の『一部』が国内で実施」の要件について、必要であるとの御意見を多数頂戴いたしました。

また、ドワンゴ対FC2事件の最高裁判決が出た現在においても、引き続き制度的措置

を念頭に、歩みを止めることなく検討を進めるべきという方向性については複数の賛同の意見がありました。

今後の検討の方向性ですが、特許法において、実質的に国内の実施行為と認められるための要件を明文化する方向で検討を進める。検討に当たっては、「特許権の十分な保護とクリアランス負担のバランス」、「要件の明確性」、「ネットワーク関連発明の技術進展の速さ」、「国際調和」等について引き続き留意するとともに、重要な判決であるダウンゴ対FC2事件の諸判決を参考とする、と整理させていただきました。

次の3ページをお願いいたします。2. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応についてです。

現状と課題ですが、AIの技術発展に伴い、短時間で大量の成果物を生成することが可能となり、ノーベル賞を含め、機械学習技術やその利活用が注目されており、いわゆるAI法も今通常国会で成立いたしました。

また、特許出願において、人工知能が発明をした者とする事案、ダバス事件の判決などの動きもあり、立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが期待されております。

本小委員会における議論ですが、AIが関連する特許法上の論点を幅広く提示し、主に3つの観点、すなわち、Ⅰ. 近い将来における課題の顕在化、Ⅱ. 特許権者等の検討ニーズ、Ⅲ. 国内外の諸情勢という観点から論点の評価を行いました。

その上で、①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性について相対的に早期に検討を行うことが適切ではないかとの方向性について、総じて賛成の意見をいただきました。

また、AI技術やAI発明の態様は様々なものが想定されるところ、共通理解を醸成しながら検討を進めるべき、国際的ハーモナイゼーションを配慮した上で産業の発展を阻害しないような法制度・ルールを整備すべき等の御意見をいただきました。

今後の検討の方向性ですが、発明該当性、発明者、引用発明適格性の3論点について、早期に考え方を整理すべく検討を進める。より詳細な検討のため、今年度も継続して調査研究を通じ最新の国内外の動向を踏まえた検討を行うと整理させていただきました。

4ページをお願いいたします。3. ePCTによるオンライン出願・発送の導入についてです。

現状と課題ですが、PCT国際出願については、日本国特許庁から出願人等に対して、国際段階の発送書類を全件紙で郵送しており、出願人等より、オンラインによる発送を求

める声が多数寄せられております。

また、特許庁への提出の方は、既存の庁内・ユーザー向けシステムの改造にはコスト・時間が必要で、頻繁なPCT規則の改正などにタイムリーに対応することが困難な状況です。書面手続のデジタル化を推進する中、外部サービスの効果的活用も手法の一つとして重要と考えております。

本小委員会における議論ですが、WIPOが提供するウェブサービスである「ePCT」を活用したオンライン出願・発送の導入に向けて、PCT条約・規則・実施細則との考え方の違い等に応じて、所要の制度的措置を講じる対応の方向性について議論を行いました。

この対応の方向性について賛成の意見が示されました。その際に、ユーザー利便性やセキュリティに関する関係団体との情報共有や意見交換を希望する意見もございました。

今後の検討の方向性ですが、ePCTの導入に向けて、PCT条約・規則類との考え方の違い等に応じて、所要の制度的措置を講じる方向で検討を進める、併せて関係団体との情報共有や意見交換を行いつつ、ユーザー利便性やセキュリティの観点を踏まえた運用についても検討を進める、と整理いたしました。ePCTの導入に係る財源については、令和8年度概算要求においてシステム開発経費を計上すべく、別途、本日午後に予定されております第10回財政点検小委員会の方で議論いただく予定でございます。

5ページをお願いいたします。4. 国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直しについてです。

現状と課題ですが、国内優先権制度の導入当時、審査処理期間の長期化の状況に鑑み、重複内容の実体審査の回避のため、出願公開準備時期前に先の出願をみなし取下げとすることとされました。審査処理の迅速化等に伴い、先の出願の審査請求時期や審査の進捗等により、みなし取下げまでに権利取得できるかが案件ごとに流動的となっており、権利化可否の予測の困難性に加えて、その対策のための追加的な業務が発生するなど、特許庁における課題が顕在化しています。

また、後の出願がPCT国際出願の場合も追加的なシステム対応等が発生しているため、将来的なePCTの導入も見据えて、我が国特有の制度を見直し、PCT国際出願制度との親和性を高めることが重要となります。

本小委員会における議論ですが、先の出願について、通常の出願と同様の取扱いとすべく、出願から1年4月後の国内優先権に基づくみなし取下げを廃止する方向性について議論を行いまして、複数の賛成意見が示されました。一方で、関係団体の一部より、各企業

の特許管理システムの対応が必要となることや、第三者立場として出願の監視対象数が増加することの懸念、ユーザーの意見を確認しつつ検討を進めてほしいといった意見もございました。そのため、当該団体の皆様とは、本小委員会とは別途、意見交換を重ねさせていただきます。

その上で、今後の検討の方向性ですが、e P C T導入に係る検討状況も踏まえつつ、国内優先権に基づく先の出願のみなし取下げを廃止する方向で検討を進める、併せてユーザー実務において必要となる周知や注意喚起の内容についても、関係団体との意見交換等を通じて検討を進める、と整理させていただきました。

6 ページをお願いいたします。5. 公報におけるプライバシーの保護についてです。

現状と課題です。公報には、特許法等に基づき、出願人・権利者及び発明者等の氏名及び住所が掲載されておりますが、昨今、個人情報の転用や発信等も容易になっている中、プライバシー保護の必要性が従前より高まっており、実際に住所公開への抵抗感から出願を躊躇するなど、住所非表示の要望が多く寄せられております。他法令の例では、商業登記の関係では、登記事項証明書等において株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないこととする措置が創設されております。

本小委員会における議論ですが、公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所を概略表記とする対応の方向性について議論を行いました。この方向性については、研究者（分析研究者）向けに別途対応することも併せて検討していくのであれば問題ないなどとして、賛成の意見が示されました。併せて、ライセンス交渉等のビジネスニーズを阻害することのないようにしてほしいという意見もありました。

今後の検討の方向性ですが、公報における個人の出願人・権利者及び発明者等の住所を概略表記とする方向で検討を進める、併せて分析研究者向けに所要の代替措置を設けることやライセンス交渉等のビジネスニーズへの対応のための所要の周知についても検討を進める、と整理させていただきました。

7 ページをお願いします。6. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組についてです。

現状と課題ですが、「新しい資本主義実現会議」において、「中小・小規模企業・スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため、知的財産を侵害させないための取組を行う」ことが掲げられ、政府全体としての課題となっております。

また、特許庁政策推進懇談会においても、知財侵害の抑止の在り方について適時に検討を行うことが適当であると議論されております。特許権侵害訴訟は資金や人的リソース等

の大きな負担を要するために、特許権者は権利が侵害された場合に十分な救済を得ることが難しいという課題がございます。

本小委員会における議論ですが、前回の小委員会におきまして、特許権の侵害抑止に関する国内外の制度を調査した昨年度調査研究の結果を報告し、特許権侵害の抑止へ向けて、特許表示の機能向上に関する検討を進めていく方向性について議論を行いました。

特許権の侵害を事前に抑止する必要があること及び特許表示の機能向上の方向性について検討を進めることについて、多数の賛同の意見をいただきました。

また、特許法の他の制度と連関させるなどして侵害抑止を目指すべきとの意見も複数ございました。

さらに、今後検討を進める際の留意点として、特許権侵害の実態を把握し、侵害抑止へ向けた課題を明確にした上で、どの解決策が適切かを慎重に検討することが必要との御意見、特許表示に関して表示方法の在り方を検討する必要性があることや、虚偽表示による刑事罰との関係についても検討すべきとの意見をいただきました。

今後の検討の方向性ですが、中小企業をはじめ国内企業が有する特許権に対する侵害の実態調査、海外の特許表示をはじめとする特許権侵害の抑止に資する制度の調査を実施し、特許表示の機能向上及び特許法の他の制度との連関の具体的な方向性について検討を進めます。その際、侵害の実態を踏まえた適切な解決策として検討を行う。また、特許表示の方法の在り方や虚偽表示の取扱いについても留意すると整理させていただきました。

以上、大きく6つの論点ですが、昨年11月より前回までの小委員会で議論させていただいた内容を整理させていただきました。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのこれまでの議論の整理に関する事務局からの御説明に関しまして御意見、御質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。

山中委員、お願いいたします。

○山中委員 知的財産協会、山中です。

御説明ありがとうございます。非常にうまくまとめていただき、分かりやすくなったと思います。1点、ネットワークの関係についてコメントさせていただきます。協会内でも色々な意見がある中で、実質的に国内の実施行為と認められるための要件に関しては特に考慮する必要があると考えます。明文化する方向性については、文章を曖昧にするのが良

いのか、別の形が良いのかについて、協会内で意見が分かれています。文章を明文化する前提で進めるのではなく、もう少し幅広く検討することが望ましいと思います。明文化しないというわけではなく、広い観点で引き続き議論していただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。あまり前提を厳しく取らずに幅広く御議論いただきたいと、そういう御趣旨かと思えます。ほかにございませんでしょうか。

では杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 1点質問させていただきます。6ページのところです。今後の検討の方向性で、分析研究者向けに所要の代替措置を設けるということが記載されておりますが、現時点におきましてどのような措置をお考えになっているのか、もし具体的な措置例がありましたら教えていただきたいと思えます。

○玉井委員長 これはいかがですか。

○吉野普及支援課長 少しお待ちいただけますか。すみません。

○杉村委員 今後、具体的に措置を検討していくというような方向ということであれば、そのように教えていただければと思います。

○吉野普及支援課長 失礼いたしました。まさにこの観点に関しましては引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、井本委員、お願いいたします。

○井本委員 経団連から参加しております井本です。よろしくお願いいたします。

御説明どうもありがとうございました。まず、4番目の国内優先権に基づく先の出願の取扱いの見直しについては、これまでもいろいろと議論させていただき、ありがとうございました。方向性として提示いただいておりますけれども、ユーザー視点でのニーズが本当にあるのかが気になっております。また、知財管理システムの改修や他社特許の監視体制への影響に関して懸念の声が残っている状況ですので、今後も意見交換をさせていただきながら検討いただきたいと考えております。

それから、6番目の侵害抑止に向けた取組について、方向性は理解しておりますが、具体的な検討においては、特許法以外の関連する法制度等との調和も視野に入れていただきたいと考えております。

今後、実態調査を進められるということでしたが、真に効果的な制度になるように議論

させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それでは、オンラインで田村委員から御発表の御希望がありますので、お願いいたします。

○田村委員 まとめていただいた方向性に、おおむね賛成なのですが、1点質問したいところがございます。2ページの、先ほども話題になりました「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護」のところ。最高裁判決が出た現在においても歩みを止めることなく検討を進めるべきという方向性について議論を行ったところ、複数の賛同意見があったとまとめられています。私自身は、最高裁で判決が出たことで、もう喫緊の課題ではなくなったと思っていますので、もう少し様子を見た方がよいのではないかといった意見を持っておりまして、その旨、2回前の委員会でも発言させていただいております。

そういう意味で反対なのですけれども、この複数の賛同の意見があったというのは、ほかのところの書き方を見ますと、結局、反対意見があるときも、反対意見のことを書かずに、複数あったと、そういう御趣旨という理解でよろしいでしょうか。

○田岡総務課長 もちろんこれは別の意見もあったということで、ちゃんと私どもも認識しております。

○田村委員 ありがとうございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。この論点につきましては、この後少し時間を取っていただけたらと思いますし、ほかのことでも、もし何かございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、この議題につきましては、自由討議は以上とさせていただきます。

2. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応

○玉井委員長 次に、「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」について事務局から御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○田岡総務課長 それでは、右下でいきますと8ページからでございます。「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」について御説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

前回の本小委員会におきまして、先使用権を論点に加えた6つの論点をお示しし、各論点の相対的な評価を行い、発明該当性、発明者、引用発明適格性について相対的に早期に考え方を整理していくという方向性についておおむね御了解をいただきました。個別の論点につきましても、様々な点について御意見をいただきました。

また、国際調和が重要である点、A Iの関与程度は技術分野により変化し得る点、また発明該当性、発明者、引用発明適格性以外の論点も重要である点など御意見をいただきました。

10ページをお願いいたします。本日は、①発明該当性、以降、発明と申させていただきますが、②発明者、③引用発明適格性について、これまでの議論の振り返り及び今後の検討の方向性案を御説明させていただき、各論点の今後の検討の方向性（案）及び議論において留意すべき点等について御意見をいただければと存じます。

11ページをお願いいたします。まず、①「発明」の論点についてです。このページ以降、全体の構成でございますが、各論点ごとに、（1）これまでの議論の振り返り、（2）方向性を検討するに当たっての基本的な考え方、（3）今後の検討の方向性（案）、（4）留意事項の順に整理しております。

まず、（1）これまでの議論の振り返りです。現行法においては、特許法上、「発明」は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されております。また、現行法では、自然人がコンピュータ等をツールとして用い生成した発明でも、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」といえれば、特許法に規定する「発明」に該当すると解されます。

課題検討の必要性についてです。情報技術の進展により、発明創作過程において、自然人を代替し得る技術がA I関連技術として実装されるようになりつつあります。今後、A I関連技術が進展することで自然人の発明創作過程への関与程度が相対的に減少していくことが想定されます。

A Iを利活用した発明創作は今後も増加することが見込まれるところ、自然人の発明創作過程への関与が減少したとしても、A Iをツールとして利用して生成した発明が特許法に規定する「発明」に該当するかという点、また、いわゆるA I自律発明をA Iが自律的に発明し、発明者と認められる自然人の関与があるとは言えない生成物と考えますと、これが特許法に規定する発明に該当するか等の考え方を整理する必要があると考えられます。

12ページをお願いいたします。方向性を検討するに当たっての前提の整理です。まず、

法目的及び制度趣旨に関してですが、初めに、人の関与が存在する発明について、A I の利活用により発明創作過程における自然人の関与が減少したとしても、自然人の関与があればA I を利活用した発明も特許法上の「発明」として保護対象に含めるとしますと、自然人が創作活動を特許出願するインセンティブとなり得ますし、特許制度を通して新規の技術が公開されることで技術情報の公開促進につながるとも考えられます。

そのため、自然人の関与があれば、A I を利活用した発明も特許法上の「発明」として保護対象に含めることは、「発明の奨励」や「産業の発達」という法目的に整合すると考えられます。

次に、いわゆるA I 自律発明についてです。A I 自律発明を特許法上の「発明」に該当するとして保護したとしても、A I 自体は発明を行うモチベーションを持たないと考えられ、A I 自体の発明創作活動は直接的に促進されず、「発明の奨励」という法目的に整合するか不明であると考えられます。一方で、A I 開発者等関連する者の創作へのインセンティブという側面からの検討も必要であるようにも考えられます。

調査研究等を通じて得られた御意見においても同じ方向性が示されています。まず、令和6年度の特許庁調査研究では、最終的に人間が関与していれば、A I は道具としての役割を果たし、その成果物は特許として認められる方向性が妥当ではないかという意見が見られました。

また、いわゆるA I 自律発明におけるA I の生成物が特許法第2条第1項の「発明」の定義を充足するか否かについては、肯定する意見、否定する意見、様々な意見が見られたと認識しております。

13ページをお願いいたします。(2) 方向性を検討するに当たっての基本的な考え方についてです。自然人の関与が前提とはなりますが、発明への自然人の関与の程度が減少したとしても、自然人が発明創作過程に関与する限りにおいて、自然人がA I をツールとして利活用した発明についても、特許法上の保護対象として含めることは、「発明の奨励」といった法目的に整合すると考えられます。

また、調査研究等を通じましても、自然人の関与が前提の上で、A I をツールとして利活用した成果物を特許法の保護対象とすることに肯定的な意見が見られました。

これらをまとめ、(3) に今後の検討の方向性(案)を示してございます。自然人の関与が存在する発明につきまして、発明創作過程における自然人の関与が減少したとしても、自然人がA I を利活用して行った発明は特許法に規定する「発明」に該当するという方向

で検討を進めてはどうかと考えてございます。

また、いわゆるA I 自律発明につきましては、調査研究の結果などを踏まえましても、いまだ様々な意見が見られますことから、今後慎重に議論を進める事項として留意事項の2つ目に記載してございます。

(4)の留意事項ですが、ただいまの留意事項に加えまして、技術分野により創作過程の在り方や成果物の在り方等は異なり得ること、国際的な動向の注視など記載をしております。

それでは、14ページをお願いいたします。次に②「発明者」論点でございます。(1)これまでの議論の振り返りです。現行法においては、発明者の定義について明文規定はありませんが、自然人を前提としていると解されており、また裁判例の蓄積により「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」が発明者たり得ると解されると認識しております。

課題検討の必要性についてですが、A I を利活用した発明創作過程について、A I のみが現行法上の発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与していると言える場合、A I を利活用し、課題の着想や解決手段の発案・設計を部分的に行うなど、イノベーションに関与した自然人がいるにもかかわらず、「発明者が不在」となるおそれがあります。このように、発明らしきものがあるけれども「発明者が不在」の場合、当該特許出願は却下処分となり得ます。

このような事態が適切かどうか、そのような観点も踏まえ、A I を利用して生成した発明の発明者の認定は従前と同様でよいかという点について考え方を整理する必要があると考えられます。また、いわゆるA I 自律発明に対してA I を発明者として認めるべきかという点等も考え方を整理する必要があると考えられます。

15ページをお願いいたします。方向性を検討するに当たっての前提の整理について、まず、法目的及び制度趣旨に関してですが、自然人の関与が存在する発明の場合、発明者の認定を従前のままとすると、A I を積極的に利活用したがゆえに発明者が不在となる状況が生じ、発明を創作又は特許権を取得するモチベーションが低下することが想定されます。その場合、新技術の情報も開示されなくなり、発明の奨励や産業の発達という法目的が達成されない事態も考えられ、そのような状況が適切であるか、疑義が生じます。

また、発明者の認定基準が不明確である場合、企業の内部及び企業間において利益分配をする際の基準が不明となり、本来であれば権利を得られるべきであった者の利益を損な

うおそれが生じ得ます。

次に、いわゆるA I 自律発明についてですが、A I に報奨が付与されたとしても、その報奨はA I が次なる創作活動を行うインセンティブとならないと考えられます。そのため、いわゆるA I 自律発明に対し、仮にA I 自体を発明者と認め、報奨として特許権を付与したとしても、「発明を促進する」という特許法の制度目的に直接には結びつかないことが想定されます。さらに、民法などほかの法律においても、A I は権利や義務の主体として考えられていないと解されます。

16ページをお願いいたします。調査研究などを通じて得られた御意見についてです。自然人の関与が存在する発明につきまして、令和5年度調査研究においては、A I の普及に伴い、発明の創作に人間の関与が小さくなる場合、そのように創作された発明の特許権で保護すべきかとの質問に対し、多数の者が「保護すべきである」と回答しております。また、令和6年度調査研究においても、発明者として認められるために必要な関与の程度について、柔軟に発明者を認定してもよいのではないかという意見が見られております。

そして、いわゆるA I 自律発明に関連し、調査研究を通して、「A I 自体に特許を受ける権利を認めるべきではない」という意見が大勢を占めたと認識しております。

なお、調査研究では、A I を利用した創作において認定すべき発明者として、「A I へ創作を指示した者」など、様々な回答が見られました。また、汎用的なA I を作っただけでは発明者とならないのではないかという意見が見られております。

また、内閣府の有識者委員会においても、A I 開発者につきましても問題提起されております。

17ページをお願いいたします。（2）方向性を検討するに当たっての基本的な考え方についてです。自然人の関与が存在する発明につきまして、仮に「発明者」の認定基準を従前のままとすると、A I を積極的に利活用したがゆえに「発明者が不在」となる状況が生じ得ます。このように、A I をツールとして利活用し、効率的な発明創作活動を行った者を特許法上保護しないことは、発明の奨励や技術情報の開示という特許法の法目的からも疑義が生じます。

また、A I 開発者を発明者と認定し得るか、現在、必ずしも明確でないところ、我が国におけるA I 技術の開発の後押し等といったイノベーション促進の観点から明確化が望まれており、さらにA I 利用発明における「発明者」の基準を明確にすることは、企業内部及び企業間での適切な利益分配の基準に資するものと考えられます。

また、調査研究等を通じた実態把握においても、A I の普及に伴い発明の創作に人間の関与が小さくなる場合、そのように創作された発明を特許権で保護すべきかという質問に対し肯定的な意見が多数を占めております。

ただし、汎用的なA I を作成したのみの者を発明者と認めることへの疑義も見られたことは注意が必要かと考えます。すなわち、A I 開発者の保護については、汎用的なA I 作成者というよりは、発明に向かって特化型A I を作り上げるなど、発明に対し十分に貢献を行ったと評価されるようなA I 開発者の保護が望まれるのではないかと考えられます。

次に、いわゆるA I 自律発明についてです。A I を発明者として認めることは、発明の奨励といった特許法の制度趣旨には直接的には沿わないと考えられます。また、他法との整合性の観点からも混乱が生じ得る懸念がございます。

さらに、調査研究等を通じた実態把握においても、A I 自体に権利を与えることに否定的な意見が見られます。

18ページをお願いいたします。(3) 今後の検討の方向性(案)についてです。まず、人の関与が存在する発明につきまして、人間の関与程度の低下やA I を利活用した研究開発におけるステークホルダーの多様化を念頭に置き、例えば発明に向かって特化型A I を作り上げたA I 開発者の扱いなども含めた発明者の柔軟な解釈について、本小委員会で引き続き検討を行ってはどうかと考えます。

また、「発明者」認定の具体的な基準については、適切な利益分配といった観点からも明確化は必要と考えられますが、「発明者」について現行法に明文上の定義がなく、調査研究等を踏まえても様々な意見が見られることから、本小委員会で引き続き検討を行ってはどうかとも考えます。

ただし、いわゆるA I 自律発明につきましては、仮にいわゆるA I 自律発明が行われたとしても、A I それ自体を発明者としては認めないという方向で検討を進めてはどうかと考えております。

(4) 留意事項としては、いわゆる僭称問題、技術分野による創作の過程の在り方、成果などの在り方が異なること、国際的な議論の注視などを記載しております。

19ページをお願いいたします。③「引用発明適格性」論点についてです。まず、(1) これまでの議論の振り返りについてですが、現行法における取扱いとして、本論点は特許法第2条、第29条が関連いたします。第2条で発明の定義があり、第29条で発明という語を用いて新規性・進歩性による拒絶理由の根拠となる対象を定めております。

また、現行の審査基準において当業者がその物を作ることができることが明らかでない場合は、「引用発明」とすることができない旨の記載があります。

課題検討の必要性についてですが、A I を利活用し、短時間で大量の技術情報が生成され、公開可能となっております。その中には、その物を作ることができることが不明確な内容や虚偽の内容も含まれ得ます。このような技術情報を根拠として特許出願が拒絶可能となると、拒絶される特許出願の数が増加し、発明者の創作意欲が阻害される可能性がございます。

そのため、A I を利用して生成した資料・論文などは、新規性・進歩性の判断の根拠（引用発明）となるか、引用発明と認定するために満たすべき要件や基準が必要となるかという点などの考え方を整理する必要がございます。

20ページをお願いいたします。本論点の方向性を検討するに当たっての前提の整理でございます。まず、法目的及び制度趣旨に関してですが、A I を利用して生成した発明であるにもかかわらず、既に公知とされている「発明」に対して特許権を付与することは、新しい発明の公開の代償として発明を保護するという特許法の趣旨には沿わないと考えられます。

しかし、記載及び技術常識に基づき当業者がそのものを作れることが明らかでないような技術情報は、情報公開の価値は高くないとも考えられます。また、当業者がそのものを作ることができることが明らかでないような技術情報が拒絶理由の根拠となると、その物を作ることを真に可能とした者の創作意欲を減退させることにつながり得ます。

次に、調査研究等を通じて得られた御意見です。令和6年度調査研究におきましても、もっともらしく記載されたA I の生成物による拒絶理由が増加することへの懸念及びそのような拒絶理由への対応についての意見が見られました。

他方で、いわゆるA I 自律発明も含め、A I の生成物については、第29条第1項各号の発明として、認めるべきとの意見が大勢でありました。

なお、同調査研究において自然人の関与がないA I による発明であることを立証することは困難であるという意見が見られ、引用発明とするための条件は様々な意見が見られません。

21ページをお願いいたします。（2）方向性を検討するに当たっての基本的な考え方についてです。A I 技術の進展により、技術情報が大量に生成され、公開されることで適切な権利取得が阻害される可能性があり、何らかの対応を行う必要性が生じつつあります。

適切な特許制度の在り方については、新規の技術情報の公開と発明の奨励という点についてバランスを取ることが重要と考えられます。また、調査研究等を通じた実態把握においても、もっともらしく記載されたA I生成物による拒絶理由への懸念が見られています。ただし、調査研究等を通じた実態把握において、人の関与がないA Iによる発明であることを立証することは困難であるという意見も見られています。

この点に注意すると、引用発明として認められるか否かの基準に立証困難性の高いA Iの利用有無の確認を直接的に含めることは適切でない蓋然性が高いと考えられます。

22ページをお願いいたします。(3)に今後の検討の方向性(案)を示しています。A I利活用による情報の大量生成・大量公開への懸念を念頭に、「刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、物(方法)の発明について、当業者がその物を作れる(その方法を使用できる)こと」など、引用発明と認定するために満たすべき要件や基準の考え方を本小委員会で整理してはどうかと考えております。

ただし、引用発明と認定するための満たすべき要件や基準の考え方には、A Iの利用有無の確認を含めない方向で検討を進めてはどうかとも考えております。

(4)留意事項として、第2条と第29条は同一の「発明」という語を用いていることについての再整理の必要性があるかどうか、技術分野ごとの創作過程、成果等が異なることについて、国際動向の注視などを記載いたしました。

23ページをお願いいたします。今回の本小委員会では、これまでの議論を振り返り、方向性を検討するに当たっての基本的な考え方をお示ししつつ、今後の検討の方向性(案)等について御議論いただければと存じます。

他方、A I技術の進展は著しく、A Iを利活用するユーザーのニーズ及び他国の動向も日々変化している状況です。そのため、本年度も継続して調査研究等を通じた実態把握を行い、本小委員会での検討において活用予定でございます。

次回以降、本日の御意見も踏まえまして、事務局から調査研究、ヒアリング調査の結果等を御報告させていただく予定でございます。これらをもとに、特許制度上の適切な対応について、より具体的に御議論いただくことを考えております。

本日は、お示した今後の検討の方向性(案)や議論につきまして忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いです。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまのA I技術の発達を踏

まえた特許制度上の適切な対応に関する事務局からの御説明に関しまして御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

中島委員、お願いいたします。

○中島委員 東京地裁の中島でございます。

本日は議論の状況を分かりやすく整理いただき、ありがとうございます。若干気になった点として1点指摘をさせていただきます。

18ページの「今後の検討の方向性（案）」に記載されている「発明者の柔軟な解釈」という点です。この点につきましては、他の委員からも御指摘があったとおり、やはり国際調和、ハーモナイゼーションが極めて重要であると考えております。代表的な例として、既にUSPTOが具体的に指針を示しており、その中で「発明自体に人間が重要な貢献をしたこと」が要素として挙げられております。さらに、諸外国の裁判例も展開されており、今後更に展開されていくものと思われま

そこで、この点について国際調和の観点を十分に踏まえた議論を行うに当たっては、このような諸外国の指針等も整理いただき、この場でしっかりと御議論いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 建設的な御意見、どうもありがとうございます。その点につきましては、事務局としても十分に留意させていただくものだと思っております。ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

では今村委員、お願いいたします。

○今村委員 事務局から御丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。私は、発明該当性、それから発明者、引用発明適格性それぞれについて意見を述べさせていただくので、若干長くなりますが、すみません、御容赦いただければと思います。

まず1点目の発明該当性についてですけれども、13ページの（3）のところで今後の検討の方向性というものを示していただいております。発明創作過程における自然人の関与が減少したとしても、自然人がAIを利活用して行った発明は、特許法2条にいう発明に該当するという方向性に問題はないと考えております。

そして、自然人の関与が著しく減少した場合でも、それを発明に該当し得ると考えるのであれば、自然人の関与が限りなくゼロになって、AI自律発明といった感じになる場合でも、発明に該当し得ると整理する方が何か自然なような気がしております。

そのように考える理由は幾つかあるのですけれども、まず1つ目としまして、自然人が

発明にどの程度関与したのかというのは明細書には記載されないことが多いと考えられますので、自然人の関与の有無ですとか、その程度によって発明該当性を判断するというのは困難であると考えました。

それから、ダバス事件の控訴審判決の判断は、特許を受けることができる発明は自然人が発明者となるものに限られるというものでありまして、A I 自律発明が特許法2条にいう発明に該当すること自体を否定するものではないと考えられます。そして、A I 自律発明が特許法2条にいう発明に該当すると整理したとしても、29条1項柱書の産業上利用することができる発明をした者は、その発明について特許を受けることができるという規定における、この発明をした者というのを自然人に限ると解釈すれば、A I 自律発明は、29条1項柱書きに違反して特許を受けることはできないと解釈することが可能であると考えました。

それから、2つ目の発明者についてですけれども、18ページの(3)のところに今後の検討の方向性をお示ししていただいております。3点目に記載されている「A I それ自体を発明者として認めない」という点については賛成いたします。

1点目と2点目につきましては、発明者の認定に関する問題点が個人的にまだよく理解できておりません。例えば14ページに、課題の検討の必要性として4つほど挙げられておりますけれども、まず1点目の発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に寄与したのがA Iのみであるにもかかわらず、「イノベーションに関与した自然人がいる」というのは具体的にはどういう場合なのだろうということ。それから、2点目に記載されております「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者」が不在の場合であっても、特許を認めるべき発明があるという前提で多分書かれていると思うのですけれども、そういう発明というのはどういう発明なのかということが理解できませんでした。

発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与したのがA Iのみという場合であろうと思われるのですけれども、もしもA I 自体に技術的特徴があつて進歩性があるなら、A I 開発者を発明者として、A I 自体の発明について特許を取得することで開発者のインセンティブは担保できるのではないかと考えられますし、出願前に公知であったA I を人間が何かプロンプトを若干工夫したということで、より最適利用したということのできたような発明ですと、そもそも進歩性があるのだろうかというような疑問もわいてきます。

ですので、従来どおりの発明者の考え方で発明者を認定するとどういふ問題が生じるのかということが、文言だけ読んでいても具体的にイメージしづらいということがあります

ので、発明の完成過程のどの部分をA Iが行って、どの部分を人間が行ったのか、それから、発明の技術的特徴部分との関係はどうなっているのかという辺りが明らかになるような具体例を用いて、前提条件を明らかにしていただいた上で検討していただけると大変ありがたいかなと思っております。

それから、3つ目の引用発明適格性ですけれども、22ページに今後の検討の方向性が記載されておりまして、この2点目につきましては、新規性・進歩性の拒絶理由に用いられる公知部分の大部分が特許公報ということになると思いますが、A Iの利用の有無は明細書には記載しないのかなと思われまので、引用発明の認定に際して、A Iの利用の有無の確認を求めないという方向性に賛成いたします。

1点目についてなのですけれども、引用発明と認定するために満たすべき要件ですとか基準の考え方という点ですが、新規性を否定するための引用発明の認定と、それから進歩性を否定するための引用発明の認定というのは分けて考えた方がいいのではないかと個人的には思っております。

それから、審査対象となる発明が、発明に係るものを作ることができるように、つまり、実施可能要件を満たすように記載されたような発明であるのかどうなのかということによっても、引用発明の認定は柔軟性を持たせた方が合理的な結論が導き出せるように思っております。

この点もう少し具体的に述べますと、まず新規性についてですけれども、審査対象が実施可能要件を満たす、つまり、発明に係るものを作ることができるように記載されている発明の場合、実施可能であるように記載されていない公知文献で、実施可能要件を満たすように記載された発明の新規性を否定するというのは、これはA I利用発明かどうかにかかわらず、許されないと考えます。

一方で、審査対象が実施可能要件を満たすように記載されていない発明の場合は、そのような発明の新規性は、同じく実施可能要件を満たさないような公知文献によって否定しても問題はないのではないかなと考えられます。

それから、次に進歩性についてなのですけれども、審査対象が実施可能要件を満たすように記載された発明の場合であっても、そのような発明の進歩性は、実施可能であるように記載されていない公知文献を主引例として、その実施可能性を補うような事項が記載された副引用例を組み合わせることによって、否定されるケースというのも理論上あり得るのでないかと思っております。

先ほど申し上げましたが、個人的には発明該当性においてA I 自律発明も特許法2条の「発明」の該当性自体は否定されないと考えられると思いますので、そうすると、A I 自律発明も29条1項各号の「発明」にもなり得ると考えて、両者の「発明」には矛盾は生じないのではないかと思います。

あと、引用発明の認定手法というのは、資料にもお書きいただいていますように、審査基準に記載されているところでありまして、A I 関連発明についてのみ特別な引用発明の認定が必要だということはないのではないかなと思っております。ですので、審査基準における引用発明の認定の考え方を整理・明確化して事例集を作成するといったような方向性も検討してもいいのではないかなと思いました。

すみません。大変長くなりましたが、私からは以上です。

○玉井委員長 いえいえ、どうもありがとうございます。本日の事務局の整理はかなり分析的でありまして、発明、発明者、引用発明適格性と分けて議論しているわけですが、これらが相互に関連しているわけでありまして、そこで、考え方としては、例えば進歩性のハードルが上がるということを前提にしますと、それぞれの論点についての考え方が違うかもしれない。今、そのように御指摘をいただいたものかなと思います。

また、引用発明適格性についても、新規性要件と進歩性要件との機能の違いというのをひとつ真剣に考えなければいけないという、かなり特許法の基本に立ち入る御指摘もいただきました。そういった点も含めまして、今後に向けて検討を続けていくということでもよろしゅうございますか。

○千本企画調査官 先ほど今村委員よりページ14の「発明創作過程における自然人の関与が減少したとしても、自然人がAIを利活用して行った発明は特許法に規定する「発明」に該当するという方向で検討を進めてはどうか。」等の記載について理解しにくいとの御指摘をいただきました。現行法上、発明者について明文の定義はないのですが、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者と理解されています。このような前提で、A I がその部分に創作的に関与した場合に、一方で、それに関与した自然人がいるというのはどういうことかというところ、御指摘のとおり、少し具体例とかをお示しした上で、前提を分かりやすく議論させていただく方がよいと考えております。今の時点では、御指摘の記載の趣旨について、事務局から補足させていただきます。A I の寄与の割合がどんどん増えていくということになると、相対的に自然人の関与の割合の割合が減っていくわけで、あるところで、まさに現行の考え方に照らすと、自然人の方が発明者とは言えなく

なるというところが生じ得る。

とはいえ、完全なA I 自律発明になれば自然人の関与はゼロになるとしても、そこまで至らない場合には、プロンプトのところで相当工夫をする等、自然人側も何らかの創作活動をしている者が存在することになります。その者が特許法の発明者のハードルを満たしているかどうかは別として、発明の創作に関与している自然人がいるということが想定されます。P14の御指摘の記載は、まさにそのようなシチュエーションを記載させていただいたものです。つまり、A I が創作的に関与しても、発明に関与する自然人もいるということはある得るということで記載させていただいております。その点だけ補足させていただきます。

○今村委員 ありがとうございます。具体的な事例をお示しいただけるということで、よろしく願いいたします。

○玉井委員長 ありがとうございます。プロンプトをちょっと工夫したという程度であれば進歩性がないということになるのではないかと、そういう御指摘もいただいたと思います。その辺り整理して、また次の検討に役立てたいと思います。

それでは、工藤委員が御発言希望だったと思います。よろしくお願いします。

○工藤委員 ありがとうございます。大阪大学の工藤です。

まず、おまとめいただき、ありがとうございます。私は、お示しいただいた今後の検討の方向性（案）に基本的に賛成するものでございます。また、こうした方向性については、夏以降に本格的に検討を進めるということをご承知しておりますが、そして、これまでの議論とかなり重複するところも多いかと存じますが、論点2の発明者と論点3の引用発明適格性について、2つコメントをしたいと思います。

まず、発明者に関するコメントなのですが、非常に素晴らしいなと思った点としては、A I の利用者、A I のビジネスユーザーだけではなく、A I の開発者と記載されていますが、これはA I のモデルを開発したA I ディベロッパーなども区分した上で視野に入れて検討されている点がいいなと思いました。

さらに、17ページ目にあったように、汎用的なA I の開発者と、発明に向かって特化型A I を作り上げた開発者という、A I の開発者の中でもさらにもう少し区分があるということもお示しいただいたという点は、特にA I 開発者にとってのインセンティブを検討する上で十分に大切な視点だと思います。すなわち、発明者というと直接には多分A I の利用者の方をイメージされる方も多いと思うのですが、そこに発明を支援する者とし

てのAIの開発者という方々もいらっしゃいますので、そういった方たちのインセンティブも視野に入れるということは、創作とか発明の支援をするインフラということを奨励していく上では重要なことかと思えます。

他方で、AI開発者とAI利用者との間には何らかの契約があるかと思えます。例えばそれはAPIの利用約款であったり、あるいはライセンス契約であったりするかもしれません。ですので、特許法の保護に値するかどうかというのはまた別途今後整理した上で検討を進めていただければ非常に幸いかと思えます。ですので、AI開発者の貢献をどのように評価し、その評価を特許法ですべきかどうかという点を今後御議論いただくことを期待しております。

次に、引用発明適格性に関するコメントです。こちらに関しての私なりの解釈を申し上げますと、これはAIが生成した情報が公開されることで、発明へのインセンティブが妨げられてしまうリスクについての対応をどう考えるかということと理解いたしました。そのため、実施可能性とは書いていなかったかもしれないのですけれども、実施可能性の要件を満たさないようなAIが生成したような記載、例えば実際には製造できないような化学物質群が形式的に記載されているだけにすぎないものなどが引用発明とされてしまうことで、もし後発の発明が拒絶されてしまうのであれば、それはその発明へのインセンティブというのが減退してしまう要因になってしまうのではないかと、そういったリスクにどのように対応するのかということこれから検討していくということと理解しておりますし、今回お示しいただいたような方向性（案）というのは、インセンティブを考える上でも非常に合理的な視座が示されていると理解しております。

またもう一点、先ほども御指摘がありました、AI生成物かどうか検証がちょっと難しいと思えますので、実効性ですとか制度設計の現実性みたいな観点からすると、AIの関与の有無というのを引用発明の基準に入れるのは現実的でないとお示しをいただいた方向性も賛成するところでございます。

さらに言いますと、先ほど申し上げたような実施可能性の要件などを踏まえますと、留意事項にお示しいただいた技術分野により技術情報の在り方等が異なり得ることですとか、あるいは他国の動向も引き続き注視しましょうということは、こういった実施可能性とか、あと現実性の観点ということを斟酌する上でも非常に重要な留意点だと思いますので、引き続きこの点を留意していただいで御議論いただければ幸いです。

私からは以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見だと思っておりますので、その点、今回の検討に向けて御検討いただければと思います。

それでは、オンラインで、田村委員から御発言の希望がありますので、お願いしてもよろしいでしょうか。

○田村委員 私が今から申し上げることは、ほぼほぼ今村先生のおっしゃったことに尽きているようなところがございりますが、応援という意味で、また、多少つけ加えるところもございましてお話をしたいと思っております。

現行法の条文の構造、立法論としていろいろな形があると思っておりますが、立法論も含めて結論としては、私は、今村先生がお示した方向が正しい方向とっておりまして、今回お示しいただいたものも大きくは変わらないと思っております。その上で、どのように立法論なのか、あるいは審査基準の問題なのかということは、あまり現行法の構造を大きく変えない方向でいくのが最初の一步としてよいのだろうと思っております。そうすると、これも今村先生から御示唆があったことではないかと思っておりますが、条文の変更ではなくて、審査基準の変更というか、具体化ということなのだろうと思っております。

少し細かくなりますけれども、まず、発明該当性につきましては、既に御指摘にもあったとおり、現行法の2条1項の定義は、まさに定義である以上、とりわけ29条に大きく関わっているということなので、全ての条文において適切な、狙うべき結論を導けるような発明であってほしい。そうすると、定形的にここで、AIがつくったものでないこととか、そういったものを入れますと、いろいろとほかのところで支障が出てきますので、事務局の方向性でよろしいのだろうと思っております。

その上で、この引用発明適格性につきましては、既にお二人の委員からも御意見がありましたとおり、あるいは今村先生が特に御指摘されておりましたとおり、29条の1項と2項、両方に関わる問題だということ認識する必要があります。

ここから先は今村先生のおっしゃったこととほぼ同じなのですが、若干私のニュアンスがこもっている話になりますけれども、現行法を大きく変える、条文を大きくいじるのであれば、29条1項における引用発明適格性と29条2項における引用発明適格性を違ったものとするというのも一つの方策と思っております。

他方で、今村先生からも御示唆があったと思っておりますけれども、そこまでしなくても、現行の解釈として十分いけるのではないかと考えているところでもあります。それは、結局、特に今、疑義があると呼ばれている、もっともらしい発明で、実施可能かどうか分からな

いものに引用発明適格性を仮に認めたとしても、29条1項の各号に該当するためには、この審査対象となっている発明と引例が同一でなければなりません。その同一かどうかの判断はやはり当業者の観点から行うわけで、仮に引例がそれだけでは実施可能なように読めないということであれば、まさに逆に審査対象が実施可能にしたということであれば、それが出願書類から読めるのであれば、両発明も異なるということで、結局、同一ではないということでは新規性は否定されないということになります。

そして、今村委員からも御示唆があったとおり、そのような解釈を取ることによって、逆に引例にはなり得るので、足りない部分、実施可能でない部分を補うところが仮に創作困難だということであれば、そこで進歩性が認められ、特許を認める。しかし、そこが実施可能にすることはかなり容易だということであれば、それは引例になっているので、特許を認め、進歩性を否定したり、特許も認められないということになると思います。

産業の発達ということを考えれば、AIが生成しており、あるいはAIが生成したか否かは関係ない話ですけれども、実施可能ではない発明だったとしても、そういう公知技術であったとしても、それによって創作容易で、容易に想到できる発明であれば、やはり産業発達という観点から特許をむしろ付与しない方が正しい解釈ではないか、不必要な特許は要らないのだろうと思っております。

その関係で、この発明者の認定なのですけれども、私も今村先生の御意見に賛成で、事務局もそのつもりでなかったのかもしれませんが、技術的特徴の特徴的部分に人が関与していない場合でも、発明者を認定した方がいいかのような形で15ページから18ページあたりに書かれていて、発明者について柔軟な解釈をすべきだと問題提起をされています。

これを通して読みますと、日本語の問題として、特徴的部分に自然人の関与がなく、AIが独自に生成している場合で、現在の解釈では発明者が不在になるような場合も、柔軟な解釈で対応しようとも読めるのですけれども、私自身は、現在の解釈は変える必要はない、技術的特徴、それは裁判例では結局、技術的思想の話だとされていますが、その技術的思想に人間が関与しているか否かで決めればいい。その基準をもとにAIについて具体的に審査基準を書こうというのは大賛成で、それをもって柔軟な解釈とおっしゃっているのであれば私は反対しませんが、もしこの柔軟な解釈というのが、先ほどの特徴的部分について人の関与が必要だということを変えろということであれば、これは大ごとで、その必要はないのだろうと思っております。

AIディベロッパーの保護ということもありましたけれども、それは今村委員、工藤委

員からも御示唆がありましたとおりで、最終的な成果物にある特許を与える必要があるのか、むしろそういった特徴のあるAI技術を開発したのであれば、そういったAI技術についての特許、あるいは、もしかしたら市場先行の利益とか、あるいは場合によってはプログラムに関する発明とか、著作物の著作権付与とか、あるいは市場先行の利益だけでも知的財産でなくても十分でないかとか、様々なイノベーションの促進の手段があることを考えると、無理に発明者概念を広げる必要はないのではないかと思います。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。AIのみならず、基本的な論点についても、検討を踏まえた上で、法改正が必要な部分と、それから審査基準で対応すべき部分というのを分けていく必要がある、その点はコンセンサスが得られたのではないかと思います。また、今の田村委員の御意見を敷衍しますと、AIであれ何であれ、29条1項の判断基準に当業者を入れる、そして、特に1号と3号についてはその当業者というのをはっきりさせる、ということになるのかなと思いました。

そういった点も踏まえて、この事務局の分析的な枠組みそのものについても御意見がありだと思いますので、委員の方からまとまった形で資料をお示しいただくとか、そういったことが次回以降あってもいいかなという気がいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

次、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 私が発言しようと考えていたことはほとんど今村委員がおっしゃっていただきました。私も全く今村委員と同意見です。今村委員が、非常に詳しく御意見をおっしゃっていただいていますので、簡単に申し上げたいと思います。発明該当性については、AIによる発明かどうかは、審査実務上分かりませんので、基本的には2条1項該当していれば、それはそのまま認めてよいのではないかと思います。現在安定的に運用されている審査実務を考慮すると、29条1項柱書きに関することですが、AIによる発明かどうかというようなことを仮に審査することになると、審査の遅延が起こります。従って、後で申し上げる引用適格性にも関係してくるところですが、発明性や引用適確性は認めて、発明者該当性のところで何らかの判断をしていくのがよいのではないかと思います。

発明者性に関してです。過去より、発明者については多くの判例が出ております。先ほど事務局からも14ページの課題検討の必要性の最初の・の記載についての御説明がありましたので、どういう意図で書かれたのかということは理解できました。発明者としては、例えば着想者であったとしても、現行の判決では発明者として認めている場合もあるわけ

で、着想が新しくある程度具体的なものである等に該当すれば、発明者として認めていると思います。14頁の記載の書きぶりが誤解を生む可能性があるように思いましたが、先ほどの御説明で分かりました。

また、先ほど今村委員もおっしゃいましたように、具体例を示して今後の検討を進めていっていただきたいと思います。発明者については、現行法で発明者について、また共同発明者について多くの判決がありますので、これまでの判決で確立している発明者の考え方に当てはめて考えていけばよいことであって、例えばファインチューニングをした人であっても、プロンプトを具体的に入れた人であっても、これまでの判決で確定している発明者の考え方に該当すれば発明者から除外する必要はないと思っています。

それから、引例適格性についてです。現行の審査実務、安定的に運用されている実務に影響がないように検討していくべきではないかと思っていますので、留意事項の箇所に、現行の実務、安定的に運用されている実務に配慮していく必要があるということは書いていただくのがよいのではないかと思います。既にAIによる発明であっても、オープンになっていけば、引例適格性があるのではないかと思いますし、主引用例と副引用例についての引例の基準が、現行の実務でも若干違うような運用もされていると思いますので、現行の運用を考慮してこれまでの実務と異なるような運用とならないように配慮していくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。では中尾委員、お願いいたします。

○中尾委員 御説明ありがとうございました。御説明を伺いながら、3つの論点は関連すると思いますので、特にAI自律発明の取扱いに関して、3つの論点の組合せという方向としては2つあるのかなと感じました。

1つ目は、AI自律発明は発明ではないとしてしまうと、だから特許法の保護対象ではない。ただし、引用発明にはできるという整理。2つ目は、AI自律発明も発明として引用発明にはできる。ただ、自然人の発明者がいないので、特許を受ける権利を有する人がいないため、特許法の保護対象ではないとするような整理。

2つ目の方が、29条だけ考えると整理しやすいと思うのですが、いろいろ議論されている個別の論点に関して言えば一長一短あると思いますので、現時点ではどちらがいいとは言いきれないですけれども、2つの方向性を意識しながら、産業の発達のためにどのように整理すべきかを検討すればいいのではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。頭の整理になる御発言、誠にありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

では、山中委員、お願いいたします。

○山中委員 知的財産協会、山中です。

ほとんどの議論は、今皆さん言われたとおり、今村委員の御発言で述べられていると思います。その中で、いくつか補足させていただきます。発明の引用に関してですが、実際にはAIによってその引用文献がなされたかどうか不明な状況で拒絶理由として提示される場合、出願人としてはそれを立証することは非常に難しいと思います。AIによるものであることを立証する責任を出願人に追わせるのは酷であり、審査官の皆様にはその点を考慮していただき、出願人に過度な負担がかからないようにしていただけると助かります。

また、ハーモナイズの点についても毎回強調させていただいておりますが、出願人や産業界にとっては非常に重要な部分ですので、引き続き御配慮いただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。御議論尽きないと思いますけれども、この論点につきましては次回以降も検討するというので、そろそろ次の論点に移りたいと思います。いろいろ建設的な御議論をいただきまして、ありがとうございます。発明者がダバスという出願を持ってきたら、AIが発明者だとはならない、これはもうはっきりしているわけです。しかし、いったんそう決まってしまうと、恐らくそういう人は今後余り出てこないのではないかと思います。むしろ発明者は私ですと言いながら、実は、プロンプトをちょっと工夫しただけだというのは、ありうると思います。動かしたのが一般的なAIであれば、発明者とも言えないし発明とも言えない、それがわかれば当然29条で拒絶されるということであろうと思いますが、立証の問題が出てくるでしょう。また、実は特化型AIを自分でつくった、それを動かして発明したのだということであれば、発明者とも言えるし発明とも言えるのではないか、29条で拒絶することもないのではないか。そこは問題だろう。そういった話の輪郭がはっきりはしてきたかなと考えております。どうもありがとうございます。次回以降、また建設的な御議論をお願いしたいと思います。

3. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について

○玉井委員長 それでは、この論点につきましては以上とさせていただきます、続いて国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について、事務局から御説明をいただきます。

○田岡総務課長 承知いたしました。それでは、24ページ以降、「国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護」につきまして御説明させていただきます。

25ページをお願いいたします。これまでの経緯と今後の進め方についてです。まず、これまでの経緯ですが、前回の小委員会では、ドワンゴ対F C 2事件の最高裁判決を分析いたしました。併せて、本事件の最高裁判決があくまで個別事案に対するものであることから、当該事案と異なる対応については、依然としてユーザーの権利保護の予見性に関する制度上の課題が残されていることを確認いたしました。

その結果、実質的に国内の実施行為と認められるための要件については、引き続き制度的措置を念頭に、歩みを止めることなく検討を進める方向性について複数の賛同の意見がございました。

今後の進め方ですが、これまで議論した実質的に国内の実施行為と認められるための要件をさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

26ページをお願いいたします。今後の検討における前提及び留意点の確認についてです。まず、今後の検討における前提として、これまでに整理された事項ですが、初めに、実質的に国内の実施行為と認められるための要件については、「発明の『技術的效果』が国内で発現」と「発明の『経済的效果』が国内で発現」は共に考慮すべきである。特許権者以外の事業実施者のクリアランス負担の観点も勘案した対応が必要である。

また、制度的措置の対象については、必要性及び許容性の観点から、「ネットワーク関連発明」を対象とした制度的措置を行うこととする。

他の条文への影響については、先使用権を規定する特許法第79条の国内における考え方については、柔軟に解釈可能な余地があると考えられる。必要に応じ、解釈明確化のための対応等を行うこととする。

特許法第29条第1項第2号における「公然実施をされた発明」については、日本国内と外国に跨った公然実施も新規性判断の基礎となるものと解される。

上記のほかに影響が及ぶ条文の有無と、制度的措置の要否については、引き続き検討するとのことでした。

次に留意点ですが、検討に当たっては、「特許権の十分な保護とクリアランス負担のバランス」、「要件の明確性」、「ネットワーク関連発明の技術進展の速さ」、「国際調和」等について引き続き留意する。

関連性の深い「ドワンゴ対F C 2 事件」の諸判決は重要な判決であり、参考とすべきであると整理いたしました。

27ページをお願いいたします。今後検討すべき事項と進め方についてです。真ん中の黄色い箱にございますとおり、大きく3つの要件、これから御説明いたしますように、今回検討を行う要件として、(1)「特許発明の技術的効果が国内で発現」の要件、(2)「特許権者に経済的な影響が国内で発現」の要件を、また次回以降検討を行う要件として、(3)「特許発明の構成要素の一部が国内で実施」の要件をさらに検討していく必要がございます。

検討の進め方についてですが、(3)の要件が(1)及び(2)の要件によって規定される特許権の効力を及ぼすことが可能な範囲を、事業実施者、特許権者の立場におけるクリアランス負担の適正化の観点から調節する役割があると言えることから、まずは今回の小委員会において、(1)及び(2)の要件について検討を深めたいと考えております。

そして、次回以降の小委員会において、クリアランス負担を適正化する(3)の要件について検討してまいりたいと考えております。

28ページをお願いいたします。(1)「特許発明の技術的効果が国内で発現」の要件についてです。この要件を設ける意義について改めて整理いたしました。ネットワーク関連発明では、サーバーを国外に設置しても容易に日本市場でサービスが可能であるところ、サーバーを国外に設置するだけで特許権が容易に回避されると、特許法第1条の「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」という法目的に反するおそれがあります。

特許発明は技術的思想の創作であることに照らせば、このような場合に、第一に「技術的効果が国内で発現」しているか、という要件を設けるのが適切ではないかと考えられます。

ここで想定事例を2つお示しいたしました。想定事例1は、技術的効果が国内で発現していると考えられる例です。動画にコメントを見やすく表示する特許発明があり、発明のポイントとなる処理は海外のサーバーで実施されるとして、日本の利用者に向けて見やすい動画が表示されるというのは直接的な技術的効果が日本で発現しているとみなせます。

一方で、想定事例2は技術的効果が国内で発現しているとはいいがたい例です。サーバーを効率的に冷却する特許発明ということで、サーバーが効率的に冷却され、安定稼働するという技術的効果は直接的には海外で発現しています。

日本国内のユーザーはサーバーの安定稼働によって、安定してサーバーを使用できるとは言えるものの、これは海外で発現した技術的効果が波及して、一定の効果をもたらしているのみと言えます。

上記の2つの事例を勘案すると、想定事例2のように、海外で直接的に発現した技術的効果が波及して、国内でも一定の効果をもたらしているにとどまるものにまで日本の特許権で保護可能としてしまうと、権利行使可能なケースが無制限に拡大し、要件としての明確性を損なうとともに、特許権の過剰な保護となるおそれがあるのではないかと考えます。したがって、(1)「特許発明の技術的効果が国内で発現」の要件が満たされるためには、特許発明が実施された結果としての技術的効果が直接的に国内で発現していることが必要と整理すべきではないかといたしました。

29ページをお願いいたします。補足ですが、特許発明の「技術的効果」の認定についてです。特許審査においては、特許発明の「技術的効果」の認定は、進歩性等の判断で行われているため、この判断手法が参考になります。

真ん中の箱でございますが、特許・実用新案審査基準には、「(i) その効果が明細書に記載されている場合 (ii) その効果は明細書に記載されていないが、明細書又は図面の記載から当業者がその効果を推論できる場合」に、発明の有利な効果として参酌する旨記載されております。

一方で、明細書に記載されている効果であっても、例えば、明細書に複数の実施例が記載されていて、係争対象の請求項に係る発明とは無関係な実施例のみで奏する効果などについては、特許発明の「効果」として認定すべきではないとしています。

これらも踏まえると、技術的効果とは、「明細書等に記載されている効果及び明細書等の記載から当業者が推論可能な効果、ただし請求項に記載されている発明特定事項によって奏されるものに限る」と考えられるのではないかと整理いたしました。

30ページをお願いいたします。次に(2)「特許権者に経済的な影響が国内で発現」要件についてです。この要件を設ける意義を改めて整理いたしました。

特許発明が、特許法が規定する行為、すなわち、第三者によって無断で「業として」実施された場合、特許発明の効果が国内で発現すれば、通常、特許権者への経済的な影響も

生ずると考えられます。実際に技術的効果に関する要件とは別に、経済的な影響に関する要件を設ける必要はないとの意見をいただくことがございました。

しかし、ネットワーク関連発明においては、一つのサーバーに複数国から接続される場合など複数の国で技術的効果が同時に発現し得るという特殊性がございます。そのため、本来日本を意図しておらず、日本のユーザーはごく少数にとどまる場合など、特許発明の「技術的効果」が一応国内で発現していても、特許権者に経済的な影響が国内で発現しているとは言い難い場合が例外的に生じ得ると考えられます。

下段に想定事例として図示させていただいたものなどがございます。現行特許法でも、特許権者に経済的な影響が生じない例外的な場合には、特許権の効力を制限しているところ、ネットワーク関連発明においても、特許権者に経済的な影響が生じていない例外的な場合には、特許権の効力を制限すべく、この「特許権者に経済的な影響が国内で発現」要件は必要である旨、記載いたしました。

すなわち、このように整理することによって、先ほどお話しした想定事例のように、被疑侵害者に特許権の効力を及ぼすことが酷だと考えられる例外的なケースに対して、特許権者が乱訴してきたような場合に、いわば安全弁として機能させることが要件の趣旨となります。逆に申し上げますと、乱訴のような特殊な事例を除けば、特許権者が技術的効果が国内で発現することを示した場合には、ほとんどの場合において経済的な影響も国内で発現していると判断されるべきではないかと考えております。

このように、通常は経済的な影響の要件は問題なく認められると整理することは、現行法上、ネットワーク関連発明以外の発明について、特許権者に殊更経済的な影響が生じていることを権利行使の要件としていないこととも整合的だと思います。

こうした検討を踏まえ、下の白い箱でございますが、（１）「特許発明の技術的な効果が国内で発現」している場合、通常は（２）の要件を満たすと考えられるため、「経済的な影響」は事業等によって特許発明の技術的な効果が国内で奏される場合に、特許権者に対して通常発現し得る経済的な影響と広く解釈しつつ、例外的に「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という事情が認定された場合にのみ、（２）の要件を満たさないと整理すべきではないかと考えます。

31ページをお願いいたします。補足として、「特許権者に経済的な影響が国内で発現していない」という事情の認定についてです。事業実施者（被疑侵害者）側の事情が重要なポイントとなると考えられます。例えば国内ユーザー数、国内ダウンロード数、国内収益

等を勘案し、被疑侵害者側の国内の事業規模が極めて小さいと判断できる場合、特許権者への経済的な影響が発現していない重要な考慮要素となり得ます。

また、現時点で被疑侵害者側の国内の事業規模が小さくとも、例えば日本語でサービスを提供し、日本円決済ができる、日本国内で当該事業に関する宣伝を積極的に行っているなど、「事業態様」に関する諸事情を総合考慮した結果、特許権者の利益を潜在的に害すおそれがあり、必ずしも経済的な影響が実現していないとは言い切れない場合もあり得ます。

あくまでも総合考慮なので、日本語でサービスしていなくても、日本国内にいる在日外国人に対して積極的に宣伝活動をしているなどの事情があれば、経済的な影響が発現することもあると考えられます。

以上を踏まえると、特許権者に経済的な影響が国内で発現していない例外的な場合としては、例えば国内事業規模が極めて小さく、事業態様を見ても国内での事業規模が今後拡大する見込みが極めて乏しいようなごく限られた場合と整理できるのではないかと考えております。

32ページをお願いいたします。参考として、WIPO共同勧告について御紹介させていただきます。商標法の属地性とインターネットの世界性との関係について、2001年にいわゆるWIPO共同勧告が採択されております。この共同勧告は各国がガイドラインとして考慮することができるかとされております。全ての関連する状況を考慮して、商業的効果を有する場合には、当該メンバー国における使用であると判断します。商業的効果の判断に際しては、当該国でビジネスを行っているか、当該国の通貨や言語が使用されているか、当該国に所在する顧客に対して商品・サービスを提供する意図のないことを表示しているか等が考慮されます。WIPO共同勧告はあくまでも商標制度に係るガイドラインである点に留意は必要であります。特許権者に国内で発現する経済的な影響の評価において参考になるものと考えられます。

33ページをお願いいたします。御議論いただきたい論点についてです。前のページまでの検討を簡潔にまとめさせていただきました。（1）「特許発明の技術的効果が国内で発現」と（2）「特許権者に経済的な影響が国内で発現」の要件につきまして、読み上げるのは割愛させていただきますが、ページに記載させていただいた方向性につきまして御意見をいただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。以上につきまして、御議論、御意見がございましたらお願いいたします。

では中尾委員、お願いいたします。

○中尾委員 御説明ありがとうございます。今回の話の中のクリアランス調査の負担軽減については、他の国がどのような判断を採用するかというのはとても大きな影響をもたらすものですので、特許権の十分な保護とクリアランス負担のバランスの要件というのは、国際調和が図れそうな要件ということを目指すべきなのだろうと思っています。

論点についてですけれども、技術的効果が直接的に国内で発現することを求めるのは賛成です。全部が国内にあれば、当然直接的効果も国内で発生しているので、同じことを求めるというのは当然なことだと思いますから、賛成です。

ただ、国外のサーバー内のハードウェアの発明による直接的な効果が国内で発現するという事も考えられるので、ネットワーク関連発明による直接的な効果に限定した方がいいのではないかと考えています。

また、特許権者への経済的な影響については、御提示いただいている例外的な場合の例は実質的に国内の実施と判断しないということには賛成です。ただ、広く解釈については、少々悩んでおります。

ドワンゴの事件に関して言えば、知財高裁では、特許権の十分な保護を図りながら過剰な保護は避けるという視点から総合考慮が示されていて、損害論では、102条2項の損害が認められています。つまり、そのような損害が特許権者に発生しているという経済的利益への影響も総合考慮の中には考慮された上での判断だと思います。特許権者への経済的な影響の要件を広く解釈すればいいのか、それとも過剰な保護の防止を踏まえてもっと狭く判断するというのもあり得るのかということはいさ少し議論した方がいいのではないかと考えています。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。28ページの想定事例2について頭の整理をしていただいたのだと思います。経済的影響についてももう少し議論が必要だということ承りました。

井本委員、お願いいたします。

○井本委員 御説明いただき、ありがとうございました。ただ今、御意見もありましたが、経済的影響について広く解釈すべきではないかとの御説明がありましたところ、技術的効

果が発現している場合は、経済的影響が生じていると推定するということまでを想定しているのか疑問に感じましたので、今後議論できればと思います。それから、経済的な影響が国内で発現していない例外的な場合について、相手方に対して権利行使できるかどうかは非常に判断が難しくなるので予見可能性が必要です。今後検討できれば幸いです。また、事業規模や事業態様の話が出てきましたが、これがアンドなのか、いろいろな状況から総合判断するのかという点も今後議論が必要だと思います。単に事業規模だけで判断とした場合、最初のうちは事業規模が小さいところは往々にしてありますが、そういった相手方がそのまま事業を継続できてしまうのもやはり問題があるかと思いますが、このあたりも明確になるように議論していければと考えております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それでは、オンラインで田村委員から御発言の希望がありますので、よろしく願いいたします。

○田村委員 私は、全体として、最高裁がある以上、特に条文化する必要はないという意見ではありますが、仮に条文化とした場合、この（１）（２）の論点に関する事務局の整理に賛成したいと思います。とりわけ経済的な影響の点ですけれども、ダウンゴの大合議は事例に鑑みてということだと思いますが、どちらかという、特許権者側が実際に現実になしている事業に与える影響といったものも勘案されていました。

しかし、最高裁では、あえてだと思えますけれども、今回、事務局が整理したような形で、経済的な効果については特段それが発揮されない、影響がないと認めるような事情も認められないと、たしかそのような形で、消極的な形で書いてありました。

既に申し上げたかもしれませんが、仮に特許権者側に何らかの具体的な事業が展開されていることを要求するという立場ですと、例えば個人の発明家とか、あるいは企業であってもまだ国内では実施していないといった特許権者が定形的に保護を奪われることになりかねないわけです。

ライセンスによりこの収益を得ようと考えているような特許権者にとっては、それは全く特許権活用できないということになりますので、この事務局の整理のように、基本的には妥当する。そして、考えるときには、特許権者側のビジネスというよりは、被疑侵害者側のビジネスで判断していくというのは大賛成であります。

その上で、先ほどからの事業規模の問題ですが、私の考えでは、絶対値の問題ではないように思います。属地主義は、現在の最高裁ではどちらかという実質法の問題だと解釈

されがちですけれども、関係するものとして、例えば国際私法の原則としては、一般条項として最密接関係地法という言葉があつたりいたします。それは、被疑侵害行為、問題の行為に最も密接に関係する地はどこかというところで準拠法を選択していくという考え方ですけれども、この考え方のもとでは、結局、規模ではなくて被疑侵害者側の主たる事業とかビジネス、主たる影響、経済的に及ぼしている行為はどこにあるのか。とても小さくても、日本だけを狙っているというのであれば、小さくても、あるいはこれから回避するという段階でも、もう最密接関係地法というべきです。そういった形で、相対的な問題と理解すべきで、特に経済的影響について被疑侵害者側に対して予測可能性が問題だということであれば、そういった相対的な問題であるということ、相対的に処理するという形でうまく処理できるのではないかと考えております。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

では、山中委員、お願いいたします。

○山中委員 知的財産協会、山中です。

私も、基本的には今回示していただいた内容で問題ないと思いますが、いくつかコメントさせていただきます。

まず、技術的効果の認定についてですが、明細書に記載されている内容と、そこから読み取れる範囲に関して、あまり広げ過ぎると問題が生じる可能性があります。

次に、ネットワークの発明に関してですが、海外にサーバーがあり、日本のユーザーが利用する場合、その間にはネットワーク業者など様々な業者が関与しています。その効果がユーザーのところではなくて、途中段階で発揮される発明の場合、どこが侵害の対象になるのかが非常に難しい問題となります。この点については、引き続き様々なパターンを考慮しながら議論を進めていただきたいと思います。また、その議論には多様な産業界の意見を取り入れていただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。内部でも御検討なさっていると思いますので、ぜひ具体的な事例など想定事例を交えてまた御議論いただけると大変実りが得られやすいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。ほかにございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

今回は、いわゆる「全部、一部」の論点については次回にお願いするということで、1

番目、2番目の技術的効果、経済的効果あるいは経済的な影響ということについて、御議論いただいたわけです。経済的な影響が国内で発現していない場合というのはどういう場合かということについて、最高裁の判例についてもそういうのがあり得るのかという議論があったようですけれども、想定される事例はありうるだろうと思います。例えば、かつて、アマゾンのワンクリック特許というのがございました。もう四半世紀も前ですが、アメリカ国内でアマゾンが始めた事業について、バーンズ&ノーブルという本屋さんを被告に訴えたわけですけれども、仮にあの事例でアマゾンが日本の特許権を持っていたとして、日本特許権も侵害したことになるのか、ということです。バーンズ&ノーブルのアメリカのサイトにアクセスして洋書を買う日本のユーザーはいたかもしれません。しかし、それが日本の特許権の侵害である、日本でも訴訟ができるというのは、ちょっとそれはやり過ぎではないかということです。わざわざアメリカのサイトにアクセスをして、ドル建てでクレジットカード決済するという日本の読者がいたとしても、アメリカ特許権の侵害としてアメリカで訴訟をやっているのであればそっちで尽きているのではないか。そんな事例を念頭に置くことはできますけれども、もし条文化をするに当たっては、思わぬマイナスがほかに生じないように、特に実務的な観点からお考えいただければと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、この議題につきましては、自由討議は以上とさせていただきます。

閉会

○玉井委員長　それで、閉会に先立ちまして1点、これまでの議論の整理に関連して事務局から補足があるということですので、御発言をお願いしたいと思います。

○吉野普及支援課長　これまでの議論の整理の際に、公報におけるプライバシーの保護の論点におきまして、杉村委員より、分析研究者向けに所要の代替措置を設けるとのことだが、現時点でどのような措置を検討しているのか、という御質問をいただきました。その件につきまして補足させていただきます。

アンケート調査の結果、概略表記による支障があり、閲覧請求でも代替不可であると回答しましたユーザーは分析研究者と情報提供事業者が大半を占めておりました。このうち、分析研究者に対し別途ヒアリングを行いましたところ、住所情報を必要とする理由の一例として、企業等の研究開発活動を統計的に分析するに当たって、特に共同研究の観点から、

発明者等の住所情報等が一覧として確認できることが必要という意見をいただいております。

このため、公報における個人住所の概略化に当たりましても、こうした日本の学術研究に支障が生じませんよう、学術研究目的の者に限りまして住所情報等を一覧として確認することができるスキームを現在検討しております。詳細につきましては、個人情報保護法との兼ね合いも含めて、今後さらに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○玉井委員長 この点、よろしゅうございますか。また御意見がございましたら、いただければと思います。

○吉野普及支援課長 ありがとうございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それでは、論点も尽きたようでございますので、最後に、事務局から今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○田岡総務課長 本日もたくさんの重要な御指摘をいただきまして誠にありがとうございました。私どももしっかり受け止めさせていただきまして、検討を練り上げていきたいと思っております。

次回の開催予定時期でございますが、今年の夏から秋頃を予定しております。今回も御議論いただきましたAI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応、そして、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について引き続き御議論いただくことを想定しております。また、知的財産の侵害抑止へ向けた取組につきましても、本年4月の小委員会でいただきました御指摘などを踏まえて御議論いただく予定です。そのほか、御審議いただく予定、必要がある議題が生じた場合には議題を追加させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 次回は夏から秋頃という含みを持たせた言い方になっておりますけれども、今回でなく次回に議論しようということで手ぐすね引いておられる委員の方々もいらっしゃると思っておりますので、ますます煮詰まった議論ができればなと思います。

それから、いろんな事情で、この論点についてはなかなか次回御議論いただきにくいという場合は、既に煮詰まった論点をまずやらせていただくと、そういったことは事務局にお任せいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会

を閉会いたしたいと思います。本日は長時間の御審議ありがとうございました。